５　ごみ処理事業

５　ごみ処理事業

（１）　ごみ搬入・処理実績及び運転状況

ア）令和７年度ごみ搬入実績

津島市　　単位：kg

種別＼月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
可燃ごみ	813,740	870,950	785,800	815,570	747,450	812,450	806,910	753,490	888,310	730,050	640,990	815,430	9,481,140
プラスチックごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
可燃性粗大ごみ	10,100	22,280	11,540	15,180	9,720	24,370	8,540	17,640	16,800	4,870	5,180	15,560	161,780
不燃ごみ	22,120	32,390	21,300	19,030	23,940	19,810	19,450	33,230	32,050	23,250	19,080	23,160	288,810
不燃性粗大ごみ	950	530	3,720	4,430	340	1,620	1,630	3,130	6,090	0	3,120	2,580	28,140
空ビン	3,160	0	4,360	3,390	0	3,230	3,590	0	3,570	3,860	0	2,800	27,960
蛍光管	210	210	990	0	0	0	600	350	190	310	0	0	2,860
廃乾電池	0	0	0	8,120	0	0	0	0	7,200	0	0	0	15,320
小型廃家電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有料家庭系ごみ	12,870	13,790	8,990	6,900	10,180	10,530	12,650	11,970	11,660	11,270	10,220	11,210	132,240
事業系ごみ	293,275	281,927	282,660	294,302	265,370	292,113	293,440	250,424	318,925	279,197	254,122	306,418	3,412,173
合計	1,156,425	1,222,077	1,119,360	1,166,922	1,057,000	1,164,123	1,146,810	1,070,234	1,284,795	1,052,807	932,712	1,177,158	13,550,423

愛西市　　単位：kg

種別＼月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
可燃ごみ	744,240	838,830	836,790	783,180	697,090	801,270	792,800	749,950	848,170	704,000	615,020	781,540	9,192,880
プラスチックごみ	151,080	128,970	124,770	147,430	118,390	144,700	116,020	122,410	134,390	141,710	110,170	146,050	1,586,090
可燃性粗大ごみ	27,420	27,620	20,090	19,440	21,310	15,170	16,450	26,460	28,740	18,260	17,730	58,050	296,740
不燃ごみ	31,170	48,660	27,090	29,890	35,500	30,250	29,720	45,540	47,700	38,550	29,470	37,310	430,920
不燃性粗大ごみ	7,210	9,950	6,280	5,350	5,840	5,710	7,120	9,390	8,880	7,600	5,390	6,350	85,070
空ビン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蛍光管	420	170	370	70	180	140	200	190	250	500	0	0	2.490
廃乾電池	0	0	0	0	0	0	0	10,580	0	0	0	0	10,580
小型廃家電	0	0	0	0	0	0	0	500	0	0	570	0	1,070
有料家庭系ごみ	7,330	6,190	4,810	1,780	4,510	3,130	4,110	1,620	4,620	1,840	2,660	3,740	46,340
事業系ごみ	171,733	177,852	187,824	194,352	190,143	187,587	173,027	145,535	169,295	151,947	143,557	159,035	2,051,887
合計	1,140,603	1,238,242	1,208,024	1,181,492	1,072,963	1,187,957	1,139,447	1,112,175	1,242,115	1,064,407	924,567	1,192,075	13,704,067

弥富市　　単位：kg

種別＼月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
可燃ごみ	551,530	599,280	559,880	583,400	517,770	568,980	566,760	524,740	613,110	505,920	447,850	572,300	6,611,520
プラスチックごみ	96,140	106,850	95,450	99,900	99,460	97,790	100,250	89,860	112,180	95,640	81,710	95,500	1,170,730
可燃性粗大ごみ	13,430	25,060	10,530	17,260	12,450	11,190	11,600	16,330	22,140	15,240	11,170	13,310	179,710
不燃ごみ	22,450	32,170	20,270	19,820	23,320	19,220	20,070	28,750	29,150	24,780	18,450	21,400	279,850
不燃性粗大ごみ	5,560	9,290	5,200	8,090	7,060	6,490	5,910	7,950	8,970	6,720	6,010	6,230	83,480
空ビン	0	3,040	2,130	1,680	2,130	1,640	1,580	1,320	1,280	3,070	2,260	1,430	21,560
蛍光管	180	250	150	130	0	270	100	340	200	0	0	0	1,620
廃乾電池	0	0	0	1,790	1,930	2,700	1,290	0	1,560	870	0	0	10,140
小型廃家電	0	550	0	0	0	560	0	0	430	0	0	550	2,090
有料家庭系ごみ	6,570	4,430	4,750	5,670	3,580	2,970	5,690	2,000	4,100	3,630	1,620	4,910	49,920
事業系ごみ	212,645	639,247	837,698	891,811	806,831	740,963	326,232	330,324	706,813	601,471	451,330	747,393	7,292,758
合計	908,505	1,420,167	1,536,058	1,629,551	1,474,531	1,452,773	1,039,482	1,001,614	1,499,933	1,257,341	1,020,400	1,463,023	15,703,378

あま市　　単位：kg

種別＼月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
可燃ごみ	703,330	724,630	640,930	689,900	643,150	690,110	688,270	628,170	731,370	614,350	537,450	663,530	7,955,190
プラスチックごみ	27,440	22,290	22,300	27,150	20,730	21,000	26,950	21,680	22,950	26,700	20,900	20,650	280,740
可燃性粗大ごみ	14,970	15,770	13,620	14,400	12,420	9,720	16,590	11,140	13,340	10,270	10,710	11,050	154,000
不燃ごみ	45,240	37,160	39,680	26,640	26,850	30,270	29,420	31,970	48,860	27,590	30,610	29,380	403,670
不燃性粗大ごみ	7,310	9,520	5,370	8,180	4,470	8,120	6,580	8,350	6,270	7,530	4,770	7,720	84,190
空ビン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蛍光管	220	180	0	130	160	130	0	0	480	110	0	0	1,410
廃乾電池	0	0	0	3,960	0	0	0	0	8,210	0	0	0	12,170
小型廃家電	560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	560
有料家庭系ごみ	930	1,390	190	1,740	450	80	660	220	990	400	800	430	8,280
事業系ごみ	98,824	99,382	109,304	108,412	89,112	100,116	105,397	87,647	105,534	103,696	84,192	99,545	1,191,161
合計	898,824	910,322	831,394	880,512	797,342	859,546	873,867	789,177	938,004	790,646	689,432	832,305	10,091,371

大治町

単位：kg

種別＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	416,720	442,530	410,350	404,970	413,740	418,980	428,900	383,200	447,470	394,580	341,480	420,750	4,923,670
プラスチックごみ	62,790	49,860	48,940	59,570	46,370	44,990	58,110	46,450	53,620	57,830	46,220	47,460	622,210
可燃性粗大ごみ	5,980	6,570	6,950	5,840	6,270	4,710	6,610	8,410	6,250	3,340	6,370	6,690	73,990
不燃ごみ	18,580	19,920	22,300	15,560	19,360	17,690	16,780	23,400	25,090	19,110	19,480	16,860	234,130
不燃性粗大ごみ	4,390	3,330	4,370	4,480	4,200	2,690	3,960	4,940	5,450	2,470	3,840	3,770	47,890
空ビン	8,360	9,950	9,500	8,310	10,970	8,220	7,790	9,680	8,760	9,300	9,710	7,840	108,390
蛍光管	0	230	120	90	20	90	120	0	230	100	0	0	1,000
廃乾電池	0	0	0	0	0	0	1,470	1,780	0	4,950	0	0	8,200
小型廃家電	530	0	0	0	0	650	0	0	0	0	0	0	1,180
有料家庭系ごみ	1,040	770	120	750	810	900	520	1,220	1,690	1,310	1,020	3,100	13,250
事業系ごみ	79,587	91,604	99,188	103,849	84,559	86,931	98,647	80,376	89,932	75,912	68,552	84,042	1,043,179
合計	597,977	624,764	601,838	603,419	586,299	585,851	622,907	559,456	638,492	568,902	496,672	590,512	7,077,089

蟹江町

単位：kg

種別＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	429,050	477,970	428,510	441,190	400,060	433,730	444,330	403,580	481,270	403,640	350,140	435,250	5,128,720
プラスチックごみ	74,430	74,320	62,550	71,380	68,830	59,740	70,000	69,650	66,860	77,820	58,780	61,100	815,460
可燃性粗大ごみ	8,640	13,010	19,610	12,100	17,450	18,830	19,570	35,740	17,320	11,370	10,040	23,360	207,040
不燃ごみ	20,700	22,160	15,960	16,460	17,540	15,290	17,170	19,620	22,680	20,910	14,550	18,650	221,690
不燃性粗大ごみ	1,640	1,200	3,330	910	2,370	760	1,000	2,100	1,190	1,280	0	1,520	17,300
空ビン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蛍光管	190	380	0	200	200	320	230	210	420	0	0	0	2,150
廃乾電池	0	0	0	0	0	0	640	7,860	830	1,130	0	0	10,460
小型廃家電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有料家庭系ごみ	5,060	5,390	4,380	5,440	6,920	3,900	4,330	7,250	4,840	3,250	6,810	9,210	66,780
事業系ごみ	149,898	149,147	152,919	155,985	142,972	155,386	156,374	133,009	164,144	145,754	134,163	152,447	1,792,198
合計	689,608	743,577	687,259	703,665	656,342	687,956	713,644	679,019	759,554	665,154	574,483	701,537	8,261,798

飛島村

単位：kg

種別＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	79,610	86,390	83,320	75,720	83,790	83,220	83,330	72,620	83,470	72,770	64,030	79,660	947,930
プラスチックごみ	15,900	12,410	12,290	14,280	11,840	12,440	15,620	12,620	15,190	12,800	11,440	11,790	158,620
可燃性粗大ごみ	9,720	6,440	3,790	3,170	3,840	2,610	4,100	3,190	6,440	2,270	2,580	5,810	53,960
不燃ごみ	2,470	1,890	1,890	1,530	1,670	1,690	1,880	1,800	3,230	1,740	1,940	1,790	23,520
不燃性粗大ごみ	1,570	930	330	550	480	990	630	1,050	790	530	790	660	9,300
空ビン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蛍光管	0	0	0	0	80	0	0	0	0	150	0	0	230
廃乾電池	0	0	0	0	770	0	0	0	0	620	0	0	1,390
小型廃家電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有料家庭系ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	82,028	85,201	89,197	103,549	96,233	136,084	100,023	117,465	202,167	86,423	79,544	83,070	1,260,984
合計	191,298	193,261	190,817	198,799	198,703	237,034	205,583	208,745	311,287	177,303	160,324	182,780	2,455,934

上野センター

単位：kg

種別＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
脱水汚泥	325,290	279,000	291,460	282,390	202,400	203,200	180,550	156,570	251,090	248,490	257,200	301,520	2,979,160

新開センター

単位：kg

種別＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
脱水汚泥	0	0	0	0	15,970	0	0	0	0	0	9,350	8,640	33,960
し渣	6,090	3,950	5,070	3,570	2,090	2,410	1,370	3,450	4,870	2,270	5,290	5,170	45,600

総合計

単位：kg

種別＼市町村名	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	新開センター	上野センター	合計
可燃ごみ	9,481,140	9,192,880	6,611,520	7,955,190	4,923,670	5,128,720	947,930			44,241,050
プラスチックごみ	0	1,586,090	1,170,730	280,740	622,210	815,460	158,620			4,633,850
可燃性粗大ごみ	161,780	296,740	179,710	154,000	73,990	207,040	53,960			1,127,220
不燃ごみ	288,810	430,920	279,850	403,670	234,130	221,690	23,520			1,882,590
不燃性粗大ごみ	28,140	85,070	83,480	84,190	47,980	17,300	9,300			355,370
空ビン	27,960	0	21,560	0	108,390	0	0			157,910
蛍光管	2,860	2,490	1,620	1,410	1,000	2,150	230			11,760
廃乾電池	15,320	10,580	10,140	12,170	8,200	10,460	1,390			68,260
小型廃家電	0	1,070	2,090	560	1,180	0	0			4,900
脱水汚泥	0	0	0	0	0	0	0	33,960	2,979,160	3,013,120
し渣	0	0	0	0	0	0	0	45,600		45,600
有料家庭系ごみ	132,240	46,340	49,920	8,280	13,250	66,780	0			316,810
事業系ごみ	3,412,173	2,051,887	7,292,758	1,191,161	1,043,179	1,792,198	1,260,984	79,560	2,979,160	18,044,340
合計	13,550,423	13,704,067	15,703,378	10,091,371	7,077,089	8,261,798	2,455,934	79,560	2,979,160	73,902,780

イ）令和７年度運転状況

令和７年度ごみ焼却状況

月	焼却時間（Ｈ）			焼却量（ｔ）				受電量	発電量	送電量	使用電力量
	１号	２号	３号	１号	２号	３号	合計	(kWh)	(kWh)	(kWh)	(kWh)
4	720	720	0	2,970.14	3,026.30	0.00	5,996.44	0	2,299,380	1,269,000	1,030,380
5	744	744	0	3,101.93	3,134.88	0.00	6,236.81	0	2,323,300	1,236,560	1,086,740
6	720	720	0	3,042.00	3,078.35	0.00	6,120.35	0	2,179,260	1,099,220	1,080,040
7	322	744	434	1,340.19	3,171.34	1,923.96	6,435.49	0	2,338,175	1,112,370	1,225,805
8	0	744	744	0.00	3,039.25	3,083.89	6,123.14	0	2,235,500	1,041,550	1,193,950
9	0	720	720	0.00	2,962.22	2,999.97	5,962.19	0	2,193,230	1,063,860	1,129,370
10	124	149	358	540.61	616.73	1,593.59	2,750.93	321,070	1,026,280	537,740	809,610
11	720	0	720	3,158.52	0.00	3,268.97	6,427.49	0	2,639,810	1,582,020	1,057,790
12	724	0	726	3,083.76	0.00	3,294.99	6,378.75	16,070	2,594,410	1,539,810	1,070,670
1	650	0	626	2,789.57	0.00	2,855.44	5,645.01	81,040	2,241,620	1,318,250	1,004,410
2	672	555	126	2,853.43	2,367.79	555.73	5,776.95	0	2,298,036	1,363,620	934,416
3	744	744	0	3,125.98	3,128.98	0.00	6,254.96	0	2,310,840	1,325,510	985,330
計	6,140	5,840	4,454	26,006.13	24,525.84	19,576.54	70,108.50	418,180	26,679,841	14,489,510	12,608,511

月	消石灰使用量（kg）				特殊反応助剤使用量（kg）				活性炭使用量（kg）				アンモニア水使用量（ℓ）				水道使用量（㎥）	灯油使用量（ℓ）
	１号	２号	３号	合計	１号	２号	３号	合計	１号	２号	３号	合計	１号	２号	３号	合計		
4	17,516	18,446	0	35,962	1,790	1,761	0	3,551	904	900	0	1,804	3,508	3,638	0	7,146	2,722	0
5	17,800	18,368	0	36,168	1,855	1,854	0	3,709	948	946	0	1,833	3,454	3,453	0	6,907	2,818	0
6	17,171	17,725	0	34,896	1,799	1,797	0	3,596	909	897	0	1,806	3,104	3,096	0	6,200	2,923	0
7	7,907	18,264	11,839	38,010	881	1,869	1,109	3,859	414	937	574	1,925	1,394	3,215	1,799	6,408	3,100	16,162
8	0	18,934	19,746	38,680	0	1,873	1,870	3,743	0	937	979	1,916	0	3,082	3,263	6,345	2,999	0
9	0	19,037	19,349	38,386	0	1,778	1,787	3,565	0	906	942	1,848	0	3,008	3,096	6,104	3,031	646
10	3,073	4,181	9,997	17,251	305	457	976	1,738	156	199	473	828	537	639	1,652	2,828	2,250	27,356
11	18,542	0	19,065	37,607	1,788	0	1,786	3,574	893	0	891	1,784	3,582	0	3,934	7,516	2,681	691
12	19,374	0	19,431	38,805	1,889	0	1,895	3,784	912	0	919	1,831	3,512	0	4,182	7,694	3,133	8,276
1	17,103	0	16,941	34,044	1,607	0	1,559	3,166	812	0	799	1,611	2,843	0	3,402	6,245	2,455	8,124
2	17,537	14,150	3,702	35,389	1,682	1,388	402	3,472	859	715	175	1,749	3,066	2,922	636	6,624	2,530	21,048
3	19,507	19,317	0	38,824	1,863	1,854	0	3,717	932	926	0	1,858	3,698	3,694	0	7,392	2,731	0
計	155,530	148,422	120,070	424,022	15,459	14,631	11,384	41,474	7,739	7,363	5,752	20,793	28,698	26,747	21,964	77,409	33,373	82,303

ウ）年度別運転状況

年度別ごみ焼却状況

年度	焼却時間（Ｈ）			焼却量（ｔ）				受電量	発電量	送電量	使用電力量
	１号	２号	３号	１号	２号	３号	合計	(kWh)	(kWh)	(kWh)	(kWh)
R1	6,443	5,017	6,504	28,599.59	22,630.33	28,910.94	80,140.86	476,460	29,044,438	15,695,060	13,825,848
R2	6,819	6,467	4,228	30,427.53	28,674.00	18,816.90	77,918.43	847,990	29,007,918	16,263,800	13,592,138
R3	4,670	6,656	5,754	20,468.39	29,922.47	26,057.68	76,448.54	335,090	29,140,854	16,343,010	13,133,094
R4	5,817	5,888	4,780	25,442.78	26,640.62	21,884.26	73,967.66	325,740	28,026,549	15,561,120	12,791,299
R5	6,493	5,768	4,480	26,852.69	24,065.35	18,813.95	69,731.99	330,650	26,161,858	13,560,110	12,932,428
R6	5,649	5,627	5,119	23,853.82	24,139.89	21,581.17	69,574.88	639,260	27,028,368	14,748,400	12,919,228
R7	6,140	5,840	4,454	26,006.13	24,525.84	19,576.54	70,108.50	418,180	26,679,841	14,489,510	12,608,511

年度	消石灰使用量（kg）				特殊反応助剤使用量（kg）				活性炭使用量（kg）				アンモニア水使用量（ℓ）				水道使用量（㎥）	灯油使用量（ℓ）
	１号	２号	３号	合計	１号	２号	３号	合計	１号	２号	３号	合計	１号	２号	３号	合計		
R1	160,818	126,980	164,538	452,336	16,323	14,262	16,491	47,076	9,681	7,581	9,820	27,082	35,240	32,755	45,843	113,838	37,694	104,451
R2	175,343	166,647	115,421	457,411	17,389	16,602	10,732	44,723	10,391	9,813	6,380	26,584	35,855	35,106	27,946	98,907	36,226	109,379
R3	115,614	167,360	148,150	431,124	13,287	16,973	15,230	45,490	7,020	10,051	8,674	25,745	23,044	33,676	29,972	86,692	35,891	93,108
R4	141,985	147,871	116,601	406,457	14,567	15,021	12,184	41,772	7,967	8,773	6,547	23,287	28,184	30,752	22,695	81,631	36,071	96,877
R5	157,433	143,823	109,003	410,259	16,276	14,503	11,347	42,126	8,153	7,271	5,591	21,015	29,277	25,517	19,595	74,389	35,192	67,685
R6	136,188	139,606	124,391	400,185	14,175	14,118	13,002	41,295	7,095	7,157	6,411	20,663	26,072	25,677	22,759	74,508	35,873	76,456
R7	155,530	148,422	120,070	424,022	15,459	14,631	11,384	41,474	7,739	7,363	5,752	20,793	28,698	26,747	21,964	77,409	33,373	82,303

令和７年度搬出状況

（ｔ）

種類		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
集じん灰	埋立	217.53	205.16	193.39	219.52	202.47	187.57	112.78	182.78	202.23	184.30	180.00	202.42	2,290.15
焼却灰	埋立	358.95	254.63	546.72	208.29	238.21	214.63	182.40	333.10	283.23	231.03	206.14	315.44	3,372.77
	資源化	414.81	432.82	197.48	490.58	401.61	452.70	186.51	276.81	443.72	392.80	398.30	356.36	4,444.50
焼却残渣計		991.29	892.61	937.59	918.39	842.29	854.90	481.69	792.69	929.18	808.13	784.44	874.22	10,107.42
破砕鉄		34.12	27.67	51.72	22.31	36.93	27.06	29.40	43.37	51.08	44.16	23.54	49.86	441.22
破砕アルミ					4.11	12.00	9.35							25.46
白カレット				9.52		9.56	8.98			8.99	9.25		9.14	55.44
茶カレット						9.33	9.09				8.15			26.57
その他カレット				18.43		18.72	9.43			18.77	6.17		9.63	81.15
小型廃家電		5.35	7.32	7.32	4.98	6.81	7.69	9.88	6.04	9.77	6.51	8.87	9.95	90.49
スプリングマットレス		2.94	3.10	3.09	1.70	3.20	1.46	4.49	3.25	3.07	3.18	3.10	1.67	34.25
羽毛ふとん														
中間処理困難物								3.78					4.62	8.40
リチウムイオン電池等					0.54	0.68		0.98			0.09	0.81	0.70	3.80
合計		1,033.70	930.70	1,027.67	952.03	939.52	927.96	530.22	845.35	1,020.86	885.64	820.76	959.79	10,874.20

エ）年度別廃乾電池・蛍光管搬入状況

廃乾電池　（kg）

市町村名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
津島市	16,720	16,110	15,630	16,240	15,320
愛西市	16,960	17,640	17,090	15,680	10,580
弥富市	5,210	6,920	6,700	5,740	10,140
あま市	8,080	8,000	15,910	12,310	12,170
大治町	7,620	7,960	7,390	7,290	8,200
蟹江町	10,250	9,660	9,610	9,810	10,460
飛島村	1,380	1,210	1,140	1,190	1,390
合計	66,220	67,500	73,470	68,260	68,260

※あま市は旧甚目寺町除く

蛍光管　（kg）

市町村名	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
津島市	4,150	3,790	3,180	3,190	2,860
愛西市	3,730	3,500	2,980	2,840	2,490
弥富市	3,290	2,860	2,350	2,370	1,620
あま市	1,650	2,060	1,360	1,500	1,410
大治町	1,580	1,380	1,180	1,290	1,000
蟹江町	3,650	3,260	2,890	2,790	2,150
飛島村	630	460	580	510	230
合計	18,680	17,310	14,520	14,490	11,760

※あま市は旧甚目寺町除く

※　この表は、組合が連絡調整したものを各市町村においてそれぞれ年２回収集・運搬し、処理・処分の委託をした廃乾電池・蛍光管量をまとめたものである。

※　中間処理先（平成29年度から白色ガラスタイプの蛍光管のみ）

大阪府大阪市西淀川区中島２丁目４番143号

野村興産株式会社　関西工場

※　処理・処分先　　北海道北見市留辺蘂町字富士見217番地の１

野村興産株式会社　イトムカ鉱業所

（２）一般廃棄物ごみ受入れ要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、海部地区環境事務組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する規則（平成27年規則第４号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、海部地区環境事務組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第４号）第３条に定める施設（以下「八穂クリーンセンター」という。）のごみ処理業務を適正に管理し、及び運営するため、規則第２条第１号に規定する一般廃棄物（以下「一般廃棄物」という。）の受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

（受入れ対象物）

第２条　八穂クリーンセンターに搬入することができる一般廃棄物は、別表第１のとおりとする。

（搬入方法等）

第３条　八穂クリーンセンターに搬入できる曜日及び時間帯は、次に掲げるとおりとする。

⑴ 搬入曜日

規則第４条第１項第１号（以下「収集運搬受託者」という。）の搬入は、月曜日から土曜日までとする。ただし、土曜日は自動計量可能な収集車のみとする。

規則第４条第１項第２号（以下「収集運搬許可業者」という。）及び第３号（以下「自己搬入者」という。）の搬入は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

⑵ 搬入時間

午前８時45分から午後４時15分までとする。

なお、収集運搬受託者以外の者の計量棟受付時間については、午前８時45分から午前11時45分まで及び午後１時から午後４時15分までとする。ただし、管理者が必要と認めた場合は変更することができる。

⑶ 次に定める日を除く。ただし、管理者が必要と認めた場合は変更することができる。

ア　12月31日から翌年の１月３日までの日。ただし、収集運搬許可業者及び自己搬入者による規則第２条第２項に規定する事業系ごみの搬入については、12月30日から翌年の１月３日までの日、自己搬入者による家庭系ごみの搬入については、12月29日から翌年の１月３日までの日とする。

イ　オーバーホール等管理者の定める日

２　前条の一般廃棄物を搬入するときは、適切に分別し、事業系ごみは、ごみ種ごとに搬入しなければならない。

３　規則第12条第２項の規定によるごみ搬入承諾指示書（以下「ごみ搬入承諾指示書」という。）を交付する津島市、愛西市、弥富市、あま市（あま市については、合併前の七宝町及び美和町の区域に限る。以下同じ。）、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「組合市町村」という。）が火災ごみを八穂クリーンセンターへ搬入する場合は、原則搬入の１週間前までに火災ごみ搬入計画を海部地区環境事務組合に報告しなければならない。

４　搬入者は、搬入時に計量棟にて、規則第８条第１項の規定により交付された海部地区環境事務組合事業系ごみ搬入許可証又はごみ搬入承諾指示書を提示しなければならない。

５　規則第６条第１項の規定に定める搬入幹線道路は、別図のとおりとする。

（受入れ基準）

第４条　受入れできる一般廃棄物の荷姿・大きさ等については別表第２のとおりとする。

（搬入することができない一般廃棄物）

第５条　次に掲げる一般廃棄物は、八穂クリーンセンターに搬入することができない。

⑴ 規則第４条に該当しない者から排出されたもの

⑵ 別表第３に規定する受入れ禁止物

⑶　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第３項に規定する特別管理一般廃棄物及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第２条第５項に規定する特定家庭用機器廃棄物

⑷ 前条に規定する受入れ基準に適合しないもの

⑸ その他管理者が八穂クリーンセンターのごみ処理業務に支障があると認めるもの

（搬入車両）

第６条　一般廃棄物を運搬する車両は、一般廃棄物が飛散及び流出並びに悪臭が漏れるおそれのないもので、常に清掃・消毒・点検・整備等されていなければならない。

（搬入制限・措置等）

第７条　管理者は、八穂クリーンセンターの運営管理等に支障のある場合は、搬入の制限をすることができる。

２　管理者は、公害の発生又は発生が予測される場合、必要に応じて一般廃棄物の搬入を制限することができる。

３　搬入に際し、規則第６条に従わない場合、管理者は必要に応じて搬入の制限及び搬入を停止することができる。

４　管理者は、搬入の承諾を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、搬入の承諾について取消しを求めることができる。

⑴ 虚偽のごみ搬入承諾指示書その他不正な行為があったと認められるとき。

⑵ 関係法令に違反したとき。

⑶ 前項に基づく海部地区環境事務組合の指示に従わなかったとき。

５　管理者は、搬入者のごみ質、車両等について、随時検査等を行うものとする。

なお、検査の結果、搬入者に対して注意・指導及び搬入を停止することができる。

６　指定された廃棄物以外のものを投棄し、又は指定された場所以外へ廃棄物を投棄した者は、海部地区環境事務組合職員の指示に従い速やかに原状回復しなければならない。

７　八穂クリーンセンター及びその付属設備の使用により、又はこの要綱に基づく処分によって、利用者に生じた損害については、海部地区環境事務組合は一切その責任は負わない。

（研修）

第８条　組合市町村の長及び管理者は、職員及び業者に対し、資質の向上を図るため積極的に研修を実施するものとする。

（その他）

第９条　管理者は、組合市町村及び官公庁の要請があった場合は、八穂クリーンセンターの業務に支障のない範囲において必要な措置をとることができる。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

一般廃棄物受入れ対象物

ごみ種		受入対象
家庭系ごみ・自然災害ごみ・火災ごみ	可燃ごみ	一般家庭の日常生活から排出されたものに限る （モバイルバッテリー等の充電式電池が混入していないこと）
	プラスチック類ごみ	
	不燃性粗大ごみ	
	可燃性粗大ごみ	
	不燃ごみ	
	ビン類	・飲料ビン、食品ビンに限る ・割れたビンは不可 ・ふたは捨て、中を水で洗ったきれいなもの
	廃蛍光管	・割れていないもの
	廃乾電池	・乾電池のみ
事業系ごみ	可燃ごみ	・家庭系可燃ごみと同等のものに限る ・受入可能なごみの種類については、手引書による
	可燃性粗大ごみ	・家庭系ごみと同等のものに限る ・直接搬入に限る ・受入可能なごみの種類については、手引書による

別表第２（第４条関係）

受入れ基準

ごみ種	荷姿・大きさ等
可燃ごみ	指定袋
プラスチック類ごみ	指定袋
不燃性粗大ごみ	２ｍ×１．５ｍ×２ｍ以内 灰・土砂が付着していないこと
可燃性粗大ごみ	２ｍ×１．５ｍ×２ｍ以内 木材については、１．５ｍ×直径３０ｃｍ以内 灰・土砂が付着していないこと
不燃ごみ	指定袋 灰・土砂が付着していないこと
ビン類	専用コンテナもしくは専用コンテナ等に積載されたその他ビンであること
廃蛍光管	割れていないこと

別表第３（第５条関係）

受入れ禁止物

ごみ種	荷姿・大きさ等
プラスチック類ごみ	産業廃棄物になるもの
不燃ごみ 不燃性粗大ごみ	瓦、断熱材、不燃材、保温材、コンクリート、モルタル、鉄骨、タイル、ブロック、レンガ、便器、浴槽（コンクリート含有）
危険物及び処理困難物	燃料（ガソリン、灯油）、焼却灰、土、砂利、石等、家電リサイクル対象品目、建物基礎部分、有害性廃棄物（アスベスト含有物）、自動車（タイヤ含む）、その他八穂クリーンセンターの管理運営に支障が生じる廃棄物

別図（第３条関係）

八穂クリーンセンター搬入幹線道路



（３）事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領

（趣旨）

第１条　この要領は、一般廃棄物受入れ要綱（令和７年訓令第２号）第10条の規定に基づき、海部地区環境事務組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第４号）第３条に定める施設（以下「八穂クリーンセンター」という。）のごみ処理業務を適正に管理し、及び運営するため、海部地区環境事務組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する規則（平成27年規則第４号）第２条第２号に規定する事業系ごみの受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

（搬入者及び受入れ対象物）

第２条　八穂クリーンセンターに事業系ごみを搬入することができる者（以下「搬入者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

⑴　事業場が所在する区域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）が承諾した事業者（以下「承諾事業者」という。）のうち自己でごみを搬入する搬入者

⑵　関係市町村長及び弥富市長が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第７条第１項の許可をした者（以下「許可業者」という。）であり、かつ、承諾事業者が委託をした者（以下「受託業者」という。）

２　八穂クリーンセンターに搬入することができる事業系ごみは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

⑴　可燃ごみ

⑵　可燃性粗大ごみ（第２条第１項第１号の承諾事業者が搬入する場合に限る。）

３　受託業者は、前項第１号のごみを八穂クリーンセンターへ搬入する場合は、原則、中のごみが見えるごみ袋を用い、承諾事業者の屋号を記入等のうえ搬入するものとする。

４　八穂クリーンセンターには、産業廃棄物（法第２条第４項で定める産業廃棄物をいう。）を搬入することはできない。

（搬入者の責務）

第３条　搬入者は、法令及びこの要領を遵守するほか、ごみの収集・運搬に際しては交通安全に努めるとともに、従業員等により運搬する場合は、その指導・研修に努めなければならない。

２　受託業者が、混載して搬入し、受入れ基準等に違反があった場合は、受託業者及び当該ごみを出した承諾事業者に責任を課すものとする。

３　受託業者及び承諾事業者は、受入れ基準等遵守しなければならない。

（搬入承諾等）

第４条　事業系ごみを自己で八穂クリーンセンターに搬入する搬入者は、毎年２月末日までに事業系ごみ搬入承諾申込書（第１号様式）（以下「申込書」という。）を関係市町村長に提出しなければならない。

２　市町村長は申込書の提出があったときは、管理者と協議のうえ、八穂クリーンセンターの適正な管理・運営を図るため必要な事項の遵守を条件に４月１日から翌年３月31日までの期間について承諾するとともに、事業系ごみ搬入承諾指示書（第２号様式）（以下「承諾書」という。）を交付するものとする。

３　受託業者は、委託された承諾事業者を市町村ごとに取りまとめ、ごみ収集事業者一覧表（第３号様式）を添えてそれぞれの市町村へ提出するものとする。

４　市町村長は、前２項の承諾をした場合は、速やかに管理者に報告するものとする。

（変更承諾等）

第５条　搬入者は、次の事項を変更する必要が生じたときは、速やかに理由を付したうえ、関係市町村長に書面（第４号様式及び第５号様式）にて報告しなければならない。

⑴　事業系ごみの種類

⑵　承諾事業者

２　前条第２項及び第３項の手続きは、前項の事項の変更に係る承諾について準用する。

３　市町村長は第１項の報告を受理したときは、速やかに管理者に通知するものとする。

（搬入報告）

第６条　受託業者は、毎月５日までに前々月に市町村ごとに按分した市町村搬入量一覧表（月報）（第６号様式）及び委託された承諾事業者ごとに搬入重量を記載し、市町村ごとに集計したごみ収集業者一覧表（月報）（第７号様式）を管理者に報告しなければならない。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

（４）各種調査結果（八穂クリーンセンター）

ア）排ガス測定結果

測定日	号炉	場所	ばいじん (g/m³)	窒素酸化物 (ppm)	硫黄酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	全水銀 (mg/m³)
（協定値）			0.02	70	25	50	(0.05)
R07.04.15	1	煙突	<0.002	41	9.9	12	－
	2	煙突	<0.002	39	11	6.6	－
R07.05.14	1	煙突	<0.002	40	10	5.8	－
	2	煙突	<0.002	27	4.8	3.7	0.000073
R07.06.17	1	煙突	<0.002	33	2.8	1.9	－
	2	煙突	<0.002	36	3.4	3.2	－
R07.07.04	1	煙突	<0.002	46	7.4	4.9	0.00019
	2	煙突	<0.002	36	7.0	6.4	－
R07.08.12	2	煙突	<0.002	20	1.8	1.2	－
	3	煙突	<0.002	36	3.9	1.9	0.00011
R07.09.16	2	煙突	<0.002	28	2.3	3.2	－
	3	煙突	<0.002	30	8.4	2.7	－
R07.10.03	2	煙突	<0.002	37	7.6	4.7	0.000094
	3	煙突	<0.002	28	11	7.1	－
R07.11.18	1	煙突	<0.002	42	5.6	8.4	－
	3	煙突	<0.002	37	1.3	5.1	－
R07.12.16	1	煙突	<0.002	35	2.2	3.1	－
	3	煙突	<0.002	43	1.4	4.5	－
R08.01.13	1	煙突	<0.002	35	1.3	3.6	0.00010
	3	煙突	<0.002	46	2.0	5.6	0.00014
R08.02.17	1	煙突	<0.002	39	5.2	6.4	－
	2	煙突	<0.002	40	7.2	2.7	－
R08.03.03	1	煙突	<0.002	37	2.5	4.1	－
	2	煙突	<0.002	39	3.3	2.4	－

（ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、全水銀は$O_2$12%換算値）

測定日	号炉	場所	ダイオキシン類
		（協定値）	0.1
R07.07.09	1	煙突	0.00000013
R07.07.11	2	煙突	0
R07.08.06	3	煙突	0.000000039

（単位：ng-TEQ/m³）

イ）騒音測定結果

測定日：R07.11.26

時間帯	協定値 dB(A)	測定点	結　果 dB(A)	特記事項	風速等 (m/s)
朝 R07.11.26 06:00～ 07:00	50以下	東	50	－	0.9(SSE)
		西	53	伊勢湾岸道路車両音	0.6(N)
		南	45	－	<0.2(E)
		北	57	伊勢湾岸道路車両音	0.6(SE)
昼 R07.11.26 09:45～ 10:55	55以下	東	52	－	2.5(NW)
		西	50	－	3.0(N)
		南	47	－	1.8(WSW)
		北	54	－	2.0(W)
夕 R07.11.26 19:00～ 20:30	50以下	東	50	－	1.6(N)
		西	50	－	1.0(N)
		南	45	－	1.2(SW)
		北	52	伊勢湾岸道路車両音	0.7(NW)
夜 R07.11.26 22:00～ 23:05	45以下	東	46	東側道路車両音	<0.2(NW)
		西	45	－	<0.2(SW)
		南	42	－	0.5(SW)
		北	49	伊勢湾岸道路車両音	0.5(S)

（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年１回）　（結果は中央値：L_{50}）

※朝の西及び北、夕の北、夜の東及び北で協定値を上回っているが、東側道路車両音、伊勢湾岸道路車両音の影響によるものである。

ウ）振動測定結果

測定日：R07.11.26

時間帯	協定値 (dB)	測定点	結　果 (dB)	特記事項
昼 R07.11.26 09:45～ 10:55	55以下	東	30未満	－
		西	30未満	－
		南	33	－
		北	30未満	－
夜 R07.11.26 22:00～ 23:05	55以下	東	30未満	－
		西	30未満	－
		南	30未満	－
		北	30未満	－

（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年１回）　（結果は中央値：L_{50}）

エ） 熱灼減量測定結果

採取場所：灰押し装置

採取日	号炉	測定結果（%）	備考
R07.04.14	1	4.3	湿灰
	2	4.3	湿灰
R07.05.13	1	4.5	湿灰
	2	3.4	湿灰
R07.06.16	1	3.8	湿灰
	2	4.1	湿灰
R07.07.03	1	4.9	湿灰
	2	5.3	湿灰
R07.08.12	2	5.9	湿灰
	3	5.7	湿灰
R07.09.16	2	5.0	湿灰
	3	5.0	湿灰
R07.10.03	2	4.4	湿灰
	3	4.5	湿灰
R07.11.18	1	3.8	湿灰
	3	4.9	湿灰
R07.12.16	1	3.3	湿灰
	3	4.9	湿灰
R08.01.13	1	6.5	湿灰
	3	6.2	湿灰
R08.02.17	1	5.0	湿灰
	2	4.6	湿灰
R08.03.03	1	4.0	湿灰
	2	4.1	湿灰

オ）臭気測定結果

項　　目	単位	協定値	東	西	南	北
			R07.09.10	R07.09.10	R07.09.10	R07.09.10
ｱﾝﾓﾆｱ	ppm	1	＜0.1	0.1	<0.1	0.1
ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ	ppm	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	ppm	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化ﾒﾁﾙ	ppm	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化ﾒﾁﾙ	ppm	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
ﾄﾘﾒﾁﾙｱﾐﾝ	ppm	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm	0.05	0.014	0.014	0.009	0.011
ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ﾉﾙﾏﾙﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
ｲｿﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ﾉﾙﾏﾙﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
ｲｿﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
ｲｿﾌﾞﾀﾉｰﾙ	ppm	0.9	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09
酢酸ｴﾁﾙ	ppm	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ	ppm	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ﾄﾙｴﾝ	ppm	10	<1	<1	<1	<1
ｽﾁﾚﾝ	ppm	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
ｷｼﾚﾝ	ppm	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝ酸	ppm	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ﾉﾙﾏﾙ酪酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ﾉﾙﾏﾙ吉草酸	ppm	0.0009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
ｲｿ吉草酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
臭気指数		－	<10	<10	<10	<10
風向			南西	南西	南西	南
風速	m/s		1.2	1.4	＜0.5	0.8

（測定場所：敷地境界線上）

カ）水質測定結果（有機系処理水）

項　　目	単位	協定値等	R07.08.07	R08.02.05
水素イオン濃度		5.8～8.6	6.6	6.6
化学的酸素要求量	mg/L	15(日間平均10)	1.6	1.5
生物化学的酸素要求量	mg/L	15(日間平均10)	<0.5	0.6
浮遊物質量	mg/L	15(日間平均10)	<1	<1
塩化物イオン	mg/L		42	47
大腸菌数	CFU/mL	日間平均800	0	0
全窒素	mg/L	15(日間平均10)	3.6	14
全リン	mg/L	2(日間平均1)	0.01	0.02
カルシウムイオン	mg/L		15	15
フェノール類	mg/L	0.5	<0.025	<0.025
銅	mg/L	1	<0.01	<0.01
亜鉛	mg/L	5	0.03	0.01
溶解性鉄	mg/L	10	<0.1	<0.1
全クロム	mg/L	2	<0.02	<0.02
溶解性マンガン	mg/L	10	<0.1	<0.1
フッ素	mg/L	15	<0.1	<0.1
ヒ素	mg/L	0.1	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/L	0.2	<0.02	<0.02
鉛	mg/L	0.1	<0.01	<0.01
シアン	mg/L	1	<0.1	<0.1
有機リン	mg/L	1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.03	<0.003	<0.003
全水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005
ＰＣＢ	mg/L	0.003	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.1	<0.01	<0.01
アンチモン	mg/L		0.004	0.011
モリブデン	mg/L		0.007	<0.007
ホウ素	mg/L	10	<1	<1
亜硝酸、硝酸性窒素	mg/L		3.6	<0.1
窒素化合物	mg/L	100	3.6	5.2
トリクロロエチレン	mg/L	0.3	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001
1.1.1ートリクロロエタン	mg/L	3	<0.001	<0.001
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002
1.2ージクロロエタン	mg/L	0.04	<0.0004	<0.0004
1.1ージクロロエチレン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002
シスー1.2ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.004	<0.004
1.1.2ートリクロロエタン	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006
1.3ージクロロプロペン	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001
1.4-ジオキサン	mg/L	0.5	<0.005	<0.005
チウラム	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	0.03	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.2	<0.002	<0.002
クロロエチレン	mg/L		<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L	10	<1	<1
不揮発性鉱物油類	mg/L	2	<1	<1

項　　目	単位	基準値	R07.07.09
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0.0000081

（５）各種調査結果(八開処分場)

ア）浸出水処理施設水質分析結果

項　　目	単位	基準値	R07.09.11		R08.02.12	
			原水槽	処理水	原水槽	処理水
水素イオン濃度		5.8～8.6	11.3	7.4	11.5	7.4
化学的酸素要求量	mg/L	90	4.3	3.0	5.6	5.1
生物化学的酸素要求量	mg/L	60	0.8	<0.5	3.0	1.5
浮遊物質量	mg/L	60	<1	<1	2	17
塩素イオン	mg/L		130	150	130	190
大腸菌数	CFU/mL	800	0	0	0	0
全窒素	mg/L	120	1.9	1.2	2.1	1.9
全リン	mg/L	16	0.01	0.02	0.02	0.07
フェノール類	mg/L	5	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
銅	mg/L	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛	mg/L	2	0.03	0.03	0.13	<0.01
溶解性鉄	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
クロム	mg/L	2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
溶解性マンガン	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
フッ素	mg/L	8	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ヒ素	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
鉛	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
シアン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機リン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
全水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
カルシウム	mg/L		30	26	34	23
アンチモン	mg/L		0.0078	0.0092	0.0090	0.013
モリブデン	mg/L		0.019	0.028	0.023	0.035
ホウ素	mg/L	10	<1	<1	<1	<1
亜硝酸性、硝酸性窒素	mg/L		0.7	1.2	<0.1	1.5
窒素化合物	mg/L		1.1	1.2	8.0	1.6
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1.1.1ートリクロロエタン	mg/L	3	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1.2ージクロロエタン	mg/L	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1.1ージクロロエチレン	mg/L	1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シスー1.2ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1.1.2ートリクロロエタン	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1.3ージクロロプロペン	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1.4-ジオキサン	mg/L	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
チウラム	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロエチレン	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L	30	<1	<1	<1	<1
不揮発性鉱物油類	mg/L	5	<1	<1	<1	<1

項　　目	単位	基準値	R07.08.07	
			原水槽	処理水
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0.0058	0.0028

イ）地下水分析結果

項　　目	単位	基準値	R07.09.11		R08.02.12	
			北	南	北	南
水素イオン濃度			7.1	6.5	6.1	6.4
化学的酸素要求量	mg/L		1.6	1.9	2.7	3.8
生物化学的酸素要求量	mg/L		<0.5	<0.5	0.6	7.0
浮遊物質量	mg/L		150	33	<1	<1
塩素イオン	mg/L		30	1.4	69	3.8
大腸菌数	CFU/mL		0	0	0	0
全窒素	mg/L		2.6	0.4	0.7	0.8
全リン	mg/L		0.04	0.02	0.62	0.08
フェノール類	mg/L		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
銅	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛	mg/L		0.04	0.01	<0.01	<0.01
溶解性鉄	mg/L		0.01	0.04	0.13	0.09
クロム	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
溶解性マンガン	mg/L		0.02	0.08	0.30	0.94
フッ素	mg/L	0.8	0.2	0.2	0.1	0.3
砒素	mg/L	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉛	mg/L	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
全シアン	mg/L	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機リン化合物	mg/L		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全水銀	mg/L	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
カルシウム	mg/L		65	9.5	59	16
アンチモン	mg/L		0.0025	0.0013	0.0022	0.0015
モリブデン	mg/L		<0.007	<0.007	0.007	0.011
ホウ素	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
亜硝酸性、硝酸性窒素	mg/L	10	2.5	0.4	0.1	<0.1
窒素化合物	mg/L		2.5	0.4	0.3	0.3
トリクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1.1.1ートリクロロエタン	mg/L	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1.2ージクロロエタン	mg/L	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1.1ージクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1.2ージクロロエチレン	mg/L	0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1.1.2ートリクロロエタン	mg/L	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1.3ージクロロプロペン	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1.4-ジオキサン	mg/L	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
チウラム	mg/L	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロエチレン	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L		<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
不揮発性鉱物油類	mg/L		<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
電気伝導率	mS/m		50	9.7	55	18

項　　目	単位	基準値	北 (R07.08.07)	南 (R07.08.07)
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	0.055	0.16

６　し尿等処理事業

６　し尿等処理事業

（１）令和７年度新開センターし尿等処理実績

ア）し尿　　（単位：ｔ）

月 / 市町村名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
津島市	70.286	73.906	70.125	82.232	70.885	53.498	71.791	58.818	85.767	72.848	68.414	79.037	857.607
愛西市	95.826	86.186	80.795	82.688	71.490	83.162	71.899	74.992	123.133	71.557	80.626	85.038	1,007.392
弥富市													
あま市（旧甚目寺町を除く）	70.730	67.280	81.150	59.270	55.860	55.650	70.600	56.560	76.730	53.835	60.420	64.870	772.955
大治町	30.958	30.098	34.100	26.500	27.245	23.900	27.020	26.250	32.000	25.780	33.310	28.015	345.176
蟹江町													
飛島村													
合計	267.800	257.470	266.170	250.690	225.480	216.210	241.310	216.620	317.630	224.020	242.770	256.960	2,983.130

イ）浄化槽汚泥　　（単位：ｔ）

月 / 市町村名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
津島市	1,320.964	1,119.483	1,270.109	1,363.898	1,123.315	1,227.769	1,360.583	928.656	1,330.610	1,139.399	1,003.702	1,207.159	14,395.647
愛西市	1,066.329	1,021.308	1,066.635	1,116.572	888.577	983.715	1,150.631	1,029.126	1,044.637	991.028	984.167	1,221.269	12,563.994
弥富市													
あま市（旧甚目寺町を除く）	884.195	918.169	899.498	933.530	738.840	835.230	944.976	851.370	800.514	817.240	813.360	921.810	10,358.732
大治町	584.592	626.710	545.658	575.300	522.818	585.806	582.260	512.618	482.149	479.163	418.111	520.402	6,435.587
蟹江町													
飛島村													
合計	3,856.080	3,685.670	3,781.900	3,989.300	3,273.550	3,632.520	4,038.450	3,321.770	3,657.910	3,426.830	3,219.340	3,870.640	43,753.960

ウ）全体　　（単位：ｔ）

月 / 市町村名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
津島市	1,391.250	1,193.389	1,340.234	1,446.130	1,194.200	1,281.267	1,432.374	987.474	1,416.377	1,212.247	1,072.116	1,286.196	15,253.254
愛西市	1,162.155	1,107.494	1,147.430	1,199.260	960.067	1,066.877	1,222.530	1,104.118	1,167.770	1,062.585	1,064.793	1,306.307	13,571.386
弥富市													
あま市（旧甚目寺町を除く）	954.925	985.449	980.648	992.800	794.700	890.880	1,015.576	907.930	877.244	871.075	873.780	986.680	11,131.687
大治町	615.550	656.808	579.758	601.800	550.063	609.706	609.280	538.868	514.149	504.943	451.421	548.417	6,780.763
蟹江町													
飛島村													
合計	4,123.880	3,943.140	4,048.070	4,239.990	3,499.030	3,848.730	4,279.760	3,538.390	3,975.540	3,650.850	3,462.110	4,127.600	46,737.090

（２）令和７年度上野センターし尿等処理実績

ア）し尿

（単位：ｔ）

月 / 市町村名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
津島市													
愛西市													
弥富市	89.896	103.874	99.034	109.088	79.079	90.604	94.373	92.330	90.984	92.649	93.933	106.156	1,142.000
あま市（旧甚目寺町を除く）													
大治町													
蟹江町	40.370	41.150	37.690	39.140	33.395	40.058	36.108	40.823	39.555	43.395	32.782	44.540	469.006
飛島村	25.224	18.636	18.986	15.942	17.676	17.348	19.769	20.857	26.831	23.366	30.365	31.424	266.424
合計	155.490	163.660	155.710	164.170	130.150	148.010	150.250	154.010	157.370	159.410	157.080	182.120	1,877.430

イ）浄化槽汚泥

（単位：ｔ）

月 / 市町村名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
津島市	665.913	832.469	875.012	844.364	604.903	703.056	472.395	440.417	869.336	505.290	528.083	738.154	8,079.392
愛西市	619.539	607.149	634.880	636.140	414.317	613.764	590.288	675.953	768.949	533.220	549.652	621.575	7,265.426
弥富市	2,318.693	2,031.023	1,943.160	2,292.230	1,863.449	2,113.646	2,001.024	1,847.551	1,941.746	1,619.460	1,834.546	2,303.788	24,110.316
あま市（旧甚目寺町を除く）	458.470	437.970	522.420	502.220	424.420	284.630	453.810	341.500	469.700	367.800	367.930	412.070	5,042.940
大治町	595.748	728.342	669.248	607.196	484.070	711.600	721.987	615.670	670.495	557.040	578.335	608.885	7,548.616
蟹江町	1,167.967	1,165.133	1,391.702	1,208.795	1,054.471	1,094.314	1,131.770	1,129.907	1,116.764	1,162.507	1,108.018	1,442.774	14,174.122
飛島村	491.680	662.654	503.628	570.085	623.680	722.400	627.716	624.992	513.380	853.463	757.306	664.054	7,615.038
合計	6,318.010	6,464.740	6,540.050	6,661.030	5,469.310	6,243.410	5,998.990	5,675.990	6,350.370	5,598.780	5,723.870	6,791.300	73,835.850

ウ）全体

（単位：ｔ）

月 / 市町村名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
津島市	665.913	832.469	875.012	844.364	604.903	703.056	472.395	440.417	869.336	505.290	528.083	738.154	8,079.392
愛西市	619.539	607.149	634.880	636.140	414.317	613.764	590.288	675.953	768.949	533.220	549.652	621.575	7,265.426
弥富市	2,408.589	2,134.897	2,042.194	2,401.318	1,942.528	2,204.250	2,095.397	1,939.881	2,032.730	1,712.109	1,928.479	2,409.944	25,252.316
あま市（旧甚目寺町を除く）	458.470	437.970	522.420	502.220	424.420	284.630	453.810	341.500	469.700	367.800	367.930	412.070	5,042.940
大治町	595.748	728.342	669.248	607.196	484.070	711.600	721.987	615.670	670.495	557.040	578.335	608.885	7,548.616
蟹江町	1,208.337	1,206.283	1,429.392	1,247.935	1,087.866	1,134.372	1,167.878	1,170.730	1,156.319	1,205.902	1,140.800	1,487.314	14,643.128
飛島村	516.904	681.290	522.614	586.027	641.356	739.748	647.485	645.849	540.211	876.829	787.671	695.478	7,881.462
合計	6,473.500	6,628.400	6,695.760	6,825.200	5,599.460	6,391.420	6,149.240	5,830.000	6,507.740	5,758.190	5,880.950	6,973.420	75,713.280

（３）令和７年度し尿等処理実績（合計）

ア）し尿

（単位：ｔ）

月 / 市町村名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
津島市	70.286	73.906	70.125	82.232	70.885	53.498	71.791	58.818	85.767	72.848	68.414	79.037	857.607
愛西市	95.826	86.186	80.795	82.688	71.490	83.162	71.899	74.992	123.133	71.557	80.626	85.038	1,007.392
弥富市	89.896	103.874	99.034	109.088	79.079	90.604	94.373	92.330	90.984	92.649	93.933	106.156	1,142.000
あま市（旧甚目寺町を除く）	70.730	67.280	81.150	59.270	55.860	55.650	70.600	56.560	76.730	53.835	60.420	64.870	772.955
大治町	30.958	30.098	34.100	26.500	27.245	23.900	27.020	26.250	32.000	25.780	33.310	28.015	345.176
蟹江町	40.370	41.150	37.690	39.140	33.395	40.058	36.108	40.823	39.555	43.395	32.782	44.540	469.006
飛島村	25.224	18.636	18.986	15.942	17.676	17.348	19.769	20.857	26.831	23.366	30.365	31.424	266.424
合計	423.290	421.130	421.880	414.860	355.630	364.220	391.560	370.630	475.000	383.430	399.850	439.080	4,860.560

イ）浄化槽汚泥

（単位：ｔ）

月 / 市町村名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
津島市	1,986.877	1,951.952	2,145.121	2,208.262	1,728.218	1,930.825	1,832.978	1,369.073	2,199.946	1,644.689	1,531.785	1,945.313	22,475.039
愛西市	1,685.868	1,628.457	1,701.515	1,752.712	1,302.894	1,597.479	1,740.919	1,705.079	1,813.586	1,524.248	1,533.819	1,842.844	19,829.420
弥富市	2,318.693	2,031.023	1,943.160	2,292.230	1,863.449	2,113.646	2,001.024	1,847.551	1,941.746	1,619.460	1,834.546	2,303.788	24,110.316
あま市（旧甚目寺町を除く）	1,342.665	1,356.139	1,421.918	1,435.750	1,163.260	1,119.860	1,398.786	1,192.870	1,270.214	1,185.040	1,181.290	1,333.880	15,401.672
大治町	1,180.340	1,355.052	1,214.906	1,182.496	1,006.888	1,297.406	1,304.247	1,128.288	1,152.644	1,036.203	996.446	1,129.287	13,984.203
蟹江町	1,167.967	1,165.133	1,391.702	1,208.795	1,054.471	1,094.314	1,131.770	1,129.907	1,116.764	1,162.507	1,108.018	1,442.774	14,174.122
飛島村	491.680	662.654	503.628	570.085	623.680	722.400	627.716	624.992	513.380	853.463	757.306	664.054	7,615.038
合計	10,174.090	10,150.410	10,321.950	10,650.330	8,742.860	9,875.930	10,037.440	8,997.760	10,008.280	9,025.610	8,943.210	10,661.940	117,589.810

ウ）全体

（単位：ｔ）

月 / 市町村名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
津島市	2,057.163	2,025.858	2,215.246	2,290.494	1,799.103	1,984.323	1,904.769	1,427.891	2,285.713	1,717.537	1,600.199	2,024.350	23,332.646
愛西市	1,781.694	1,714.643	1,782.310	1,835.400	1,374.384	1,680.641	1,812.818	1,780.071	1,936.719	1,595.805	1,614.445	1,927.882	20,836.812
弥富市	2,408.589	2,134.897	2,042.194	2,401.318	1,942.528	2,204.250	2,095.397	1,939.881	2,032.730	1,712.109	1,928.479	2,409.944	25,252.316
あま市（旧甚目寺町を除く）	1,413.395	1,423.419	1,503.068	1,495.020	1,219.120	1,175.510	1,469.386	1,249.430	1,346.944	1,238.875	1,241.710	1,398.750	16,174.627
大治町	1,211.298	1,385.150	1,249.006	1,208.996	1,034.133	1,321.306	1,331.267	1,154.538	1,184.644	1,061.983	1,029.756	1,157.302	14,329.379
蟹江町	1,208.337	1,206.283	1,429.392	1,247.935	1,087.866	1,134.372	1,167.878	1,170.730	1,156.319	1,205.902	1,140.800	1,487.314	14,643.128
飛島村	516.904	681.290	522.614	586.027	641.356	739.748	647.485	645.849	540.211	876.829	787.671	695.478	7,881.462
合計	10,597.380	10,571.540	10,743.830	11,065.190	9,098.490	10,240.150	10,429.000	9,368.390	10,483.280	9,409.040	9,343.060	11,101.020	122,450.370

（４）令和７年度し尿等搬出状況

ア）新開センター搬出状況（沈砂・し渣・脱水汚泥）　（単位：ｔ）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
沈砂	18.13	17.84	18.87	18.62	17.29	16.56	17.87	64.60	19.46	19.05	67.05	18.49	313.83
し渣	6.09	3.95	5.07	3.57	2.09	2.41	1.37	3.45	4.87	2.27	5.29	5.17	45.60
脱水汚泥	202.88	160.43	157.88	141.67	108.62	101.03	118.50	107.17	129.43	138.07	162.62	162.34	1,690.64

イ）上野センター搬出状況（沈砂・し渣及び脱水汚泥）　（単位：ｔ）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
沈砂	18.61	18.36	18.02	18.25	17.70	17.95	17.64	18.48	18.30	56.11	44.98	18.34	282.74
し渣及び脱水汚泥	325.29	279.00	291.46	282.39	202.40	203.20	180.55	156.57	251.09	248.49	257.20	301.52	2,979.16

（５）年度別し尿等処理実績

ア）し尿　（単位：ｔ）

年度／市町村名	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
津島市	922.129	891.530	830.825	895.761	857.607
愛西市	1,353.201	1,191.445	1,161.751	1,030.445	1,007.392
弥富市	1,361.194	1,223.313	1,220.010	1,149.751	1,142.000
あま市（旧甚目寺町を除く）	1,099.502	1,028.763	840.784	843.336	772.955
大治町	398.548	383.082	373.820	346.268	345.176
蟹江町	509.877	480.395	484.575	497.984	469.006
飛島村	261.409	265.802	312.525	252.185	266.424
計	5,905.860	5,464.330	5,224.290	5,015.730	4,860.560

イ）浄化槽汚泥　（単位：ｔ）

年度／市町村名	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
津島市	21,851.601	21,847.945	21,599.743	22,383.344	22,475.039
愛西市	19,841.038	19,747.176	19,758.722	20,021.514	19,829.420
弥富市	25,272.538	23,920.283	23,693.619	24,271.545	24,110.316
あま市（旧甚目寺町を除く）	15,233.757	14,760.164	15,642.856	14,707.252	15,401.672
大治町	13,460.727	13,606.875	13,938.129	14,328.110	13,984.203
蟹江町	15,135.561	15,444.616	14,858.132	14,400.065	14,174.122
飛島村	6,927.788	6,966.581	7,196.199	7,296.920	7,615.038
計	117,723.010	116,293.640	116,687.400	117,408.750	117,589.810

ウ）全体　（単位：ｔ）

年度／市町村名	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
津島市	22,773.730	22,739.475	22,430.568	23,279.105	23,332.646
愛西市	21,194.239	20,938.621	20,920.473	21,051.959	20,836.812
弥富市	26,633.732	25,143.596	24,913.629	25,421.296	25,252.316
あま市（旧甚目寺町を除く）	16,333.259	15,788.927	16,483.640	15,550.588	16,174.627
大治町	13,859.275	13,989.957	14,311.949	14,674.378	14,329.379
蟹江町	15,645.438	15,925.011	15,342.707	14,898.049	14,643.128
飛島村	7,189.197	7,232.383	7,508.724	7,549.105	7,881.462
計	123,628.870	121,757.970	121,911.690	122,424.480	122,450.370

（６）各種調査結果

ア）施設放流水検査

１）新開センター

	ｐＨ	ＢＯＤ	ＣＯＤ	塩化物イオン	ＳＳ	大腸菌数	全窒素	全リン	色度
単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	CFU/mL	mg/L	mg/L	度
協定値	5.8～8.6	10	15	－	5	800	10	1	30
R07.04	6.6～7.7	<0.5～2.2	2.5～2.8	140～180	<1	0	<0.1～0.5	0.01～0.02	<0.5～4.8
R07.05	7.5～7.8	<0.5～0.7	1.4～7.1	150～230	<1～2.2	0	0.2～0.8	0.01～0.03	1.1～1.6
R07.06	7.3～7.9	<0.5～1.3	<0.5～2.2	140～170	<1～1.1	0	0.3～0.9	0.01～0.03	1.5～2.2
R07.07	6.9～8.0	<0.5～0.7	2.3～6.5	130～190	<1	0	0.8～0.9	0.01～0.02	1.7～2.2
R07.08	7.2～7.7	<0.5～0.6	<0.5～3.1	160～200	<1	0	0.6～1.0	0.01～0.02	2.1～12
R07.09	7.1～7.7	<0.5～0.7	1.7～3.5	140～180	<1～1.7	0	0.5～0.9	0.01～0.02	1.7～2.1
R07.10	7.0～8.1	<0.5～1.1	<0.5～3.1	150～180	<1	0	0.4～0.8	0.01～0.03	1.8～2.4
R07.11	7.1～7.6	<0.5～5.2	1.7～2.6	150～190	<1	0	0.7～3.2	<0.01～0.02	2.0～3.6
R07.12	7.1～7.8	<0.5～0.9	<0.5～4.9	150～170	<1	0	0.5～0.8	0.02～0.03	1.7～3.1
R08.01	7.4～8.1	<0.5～1.9	2.3～2.7	150～200	<1	0	0.5～2.8	0.02～0.06	1.4～7.3
R08.02	7.5～7.8	<0.5	1.3～2.8	180～220	<1～1.8	0	0.2～0.6	0.02	1.3～8.6
R08.03	7.3～7.9	<0.5～1.6	0.9～1.6	51～220	<1	0	0.2～1.1	0.02～0.06	2.2～4.3

（測定は毎週実施、結果の幅で表示）

２）上野センター

	ｐＨ	ＢＯＤ	ＣＯＤ	塩化物イオン	ＳＳ	大腸菌数	全窒素	全リン	色度
単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	CFU/mL	mg/L	mg/L	度
基準値	5.8～8.6	20	50	－	70	800	60	2	－
R07.04.03	6.3	0.8	4.9	26	<1	0	6.0	0.03	4.5
R07.05.01	7.5	1.0	3.0	15	<1	0	2.1	0.03	2.6
R07.06.05	6.9	1.8	5.0	26	2	0	3.9	0.21	6.4
R07.07.03	7.1	<0.5	4.7	31	1	0	2.1	0.05	5.3
R07.08.07	6.4	3.9	7.2	33	1	0	6.4	0.36	10
R07.09.04	6.8	7.0	4.1	24	<1	0	4.3	0.05	5.3
R07.10.02	6.8	2.0	4.5	29	<1	0	8.2	0.20	7.2
R07.11.06	6.8	0.6	0.7	32	<1	0	11	0.07	4.2
R07.12.04	7.4	3.1	6.2	31	<1	0	7.5	0.08	6.2
R08.01.08	6.8	1.6	4.1	27	<1	0	6.3	0.08	5.7
R08.02.05	7.2	1.0	5.5	55	<1	0	10	0.08	6.6
R08.03.05	7.3	2.2	5.7	39	<1	0	10	0.17	6.4

pH：水素イオン濃度
COD：化学的酸素要求量
BOD：生物化学的酸素要求量
SS：浮遊物質量

イ）新開センター臭気測定

項　　目	単位	協定値	東		西		南		北	
			R07.07.22	R08.02.18	R07.07.22	R08.02.18	R07.07.22	R08.02.18	R07.07.22	R08.02.18
ｱﾝﾓﾆｱ	ppm	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ	ppm	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	ppm	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化ﾒﾁﾙ	ppm	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化ﾒﾁﾙ	ppm	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
ﾄﾘﾒﾁﾙｱﾐﾝ	ppm	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm	0.05	0.007	<0.005	0.008	<0.005	0.007	<0.005	0.007	<0.005
ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ﾉﾙﾏﾙﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm		<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
ｲｿﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ﾉﾙﾏﾙﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm		<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
ｲｿﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
ｲｿﾌﾞﾀﾉｰﾙ	ppm		<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09
酢酸ｴﾁﾙ	ppm		<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ	ppm		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ﾄﾙｴﾝ	ppm		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
ｽﾁﾚﾝ	ppm	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
ｷｼﾚﾝ	ppm		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝ酸	ppm	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ﾉﾙﾏﾙ酪酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ﾉﾙﾏﾙ吉草酸	ppm	0.0009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
ｲｿ吉草酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
臭気指数			<10	<10	<10	<10	<10	12	<10	14
風向 風速	m/s		南 1.0	南 0.6	北 0.8	北東 0.5	北北西 <0.5	南東 1.0	北北東 <0.5	北西 1.0

（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年２回）

ウ）上野センター臭気測定

項　　目	単位	北	南
		R07.07.22	R07.07.22
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1
メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	ppm	0.013	0.007
プロピオンアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009
イソバレルアルデヒド	ppm	<0.0003	＜0.0003
イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1
トルエン	ppm	<1	<1
スチレン	ppm	<0.04	<0.04
キシレン	ppm	<0.1	<0.1
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001
臭気指数		14	<10
風向		西北西	北西
風速	m/s	1.6	<0.5

（測定場所＝敷地境界線上）

エ）新開センター騒音・振動測定

騒音測定結果　　測定日：R07.12.05

時間帯	協定値 dB(A)	測定点	結 果 dB(A)	特記事項	風向等 (m/s)
朝 R07.12.05 06:00～ 06:55	55以下	東	46	－	0.4(S)
		西	47	－	0.4(S)
		南	45	－	<0.2(SW)
		北	47	－	0.4(SW)
昼 R07.12.05 15:10～ 16:10	60以下	東	50	－	3.0(N)
		西	49	－	1.2(WNW)
		南	46	－	0.8(N)
		北	50	－	0.6(NW)
夕 R07.12.05 19:00～ 19:55	55以下	東	47	－	0.6(N)
		西	48	－	0.6(NW)
		南	45	－	0.4(SW)
		北	47	－	0.8(NNW)
夜 R07.12.05 22:00～ 23:00	50以下	東	44	－	<0.2(N)
		西	44	－	0.4(W)
		南	44	－	0.4(NW)
		北	43	－	<0.2(N)

（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年１回）　（結果は中央値：L_{50}）

振動測定結果　　測定日：R07.12.05

時間帯	協定値 (dB)	測定点	結　果 (dB)	特記事項
昼 R07.12.05 15:10～ 16:10	65以下	東	30	－
		西	30未満	－
		南	30未満	－
		北	30未満	－
夜 R07.12.05 22:00～ 23:00	60以下	東	30未満	－
		西	30未満	－
		南	30未満	－
		北	30未満	－

（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年１回）　（結果は中央値：L_{50}）

参　考　資　料

参考資料

（１）公害防止協定書（八穂クリーンセンター）

海部津島環境事務組合（以下「甲」という。）と鍋田区自治会（以下「乙」という。）とは、甲が海部郡弥富町大字鍋田字八穂に建設した清掃工場の操業に際して、公害防止及び地域住民の健康を守り、快適かつ良好な生活環境の保全を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、清掃工場の操業に伴う施設周辺住民の生活環境の保全及び公害の未然防止を図るとともに施設運営を円滑に行うことを目的とする。

（甲の責務）

第２条　甲は、清掃工場の操業にあたって、操業に伴う公害を防止する責務を有し、この協定を遵守するものとする。

（協定値の遵守）

第３条　甲は、清掃工場の操業にあたっては、別表に定める協定値を超えてはならない。

２　協定値が将来環境省の定める基準値よりも上回った場合は、乙に報告し、前項で定める協定値は環境省の基準に変更する。

（協定値を超えた場合等の措置）

第４条　甲は、清掃工場の操業により発生する排ガス、振動、臭気、放流水が基準値を超えた場合には、直ちにこれらの項目に関わる施設の運転を一時停止するとともに協定値を超えない措置を講じた後でなければ運転を再開してはならない。

２　甲は、前項の事態になったときは、その状況を直ちに書面で通知し、並びに講じた措置の内容について、速やかに乙に書面で報告するものとする。

（公害防止対策等）

第５条　甲は、施設の運営にあたって、公害防止に最善の努力を払い、公害防止技術の進展状況を勘案して、積極的に施設の改善を行うものとする。

（運営協議会等）

第６条　清掃工場からの公害の発生を未然に防止し、清掃工場の円滑な運営を図るため、運営協議会を設置するものとする。

２　運営協議会については、別途細則を設ける。

（被害の補償）

第７条　甲は、清掃工場の操業に伴い甲の責に帰すべき事由によって生じた一切の被害を与えたときは、直ちにその損害を賠償する。

（施設の変更）

第８条　甲は、主要施設の一部を変更するときは、乙に報告し、運営協議会で協議するものとする。

（協定の有効期間及び操業）

第９条　この協定の有効期間は、清掃工場が操業を終了後10ヶ年間とする。

２　操業期間については、別途これを定める。

（協議）

第10条　この協定の定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を三通作成し、甲、乙及び立会人記名捺印のうえ各自一通を保有するものとする。

平成13年９月28日

（署名省略）

※組合規約の改正により、平成18年４月１日「海部津島環境事務組合」から「海部地区環境事務組合」と名称変更となりました。

協定項目及び協定値

ア）排ガスの排出濃度（測定場所＝煙突・測定回数＝年６回）

項目	協定値 （アセス目標値）
ばいじん	0.02g/㎥N以下（O_2＝12%換算値）
硫黄酸化物	25ppm以下
窒素酸化物	70ppm以下（O_2＝12%換算値）
塩化水素	50ppm以下（O_2＝12%換算値）

イ）排ガス排出濃度（測定場所＝煙突・測定回数＝年１回）

項目	協定値 （アセス目標値）
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/㎥N以下（O_2＝12%換算値）

ウ）騒音（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年１回）

項目	協定値 （アセス目標値）
朝　（ 6時～ 8時） 夕　（19時～22時）	50dB以下
昼間（ 8時～19時）	55dB以下
夜　（22時～ 6時）	45dB以下

エ）振動（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年１回）

時間帯	協定値 （アセス目標値）
昼間（ 7時～20時）	55dB
夜間（20時～ 7時）	55dB

オ）臭気（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年１回）

項目	協定値 （アセス目標値）
アンモニア	1ppm以下
メチルメルカプタン	0.002ppm以下
硫化水素	0.02ppm以下
硫化メチル	0.01ppm以下
二硫化メチル	0.009ppm以下
トリメチルアミン	0.005ppm以下
アセトアルデヒド	0.05ppm以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm以下
イソバレルアルデヒド	0.003ppm以下
イソブタノール	0.9ppm以下
酢酸エチル	3ppm以下
メチルイソブチルケトン	1ppm以下
トルエン	10ppm以下
スチレン	0.4ppm以下
キシレン	1ppm以下
プロピオン酸	0.03ppm以下
ノルマル酪酸	0.001ppm以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下
イソ吉草酸	0.001ppm以下

カ）放流水の水質（測定場所＝排水口・測定回数＝年１回）

項目		協定値 （アセス目標値）
水素イオン濃度		5.8～8.6（pH）
生物化学的酸素要求量		15mg/L（日間平均10mg/L）以下
化学的酸素要求量		15mg/L（日間平均10mg/L）以下
浮遊物質量		15mg/L（日間平均10mg/L）以下
ヘキサン抽出物質	鉱油類	2mg/L以下
	動植物油脂類	10mg/L以下
	合計	
フェノール類		0.5mg/L以下
銅		1mg/L以下
亜鉛		5mg/L以下
溶解性鉄		10mg/L以下
溶解性マンガン		10mg/L以下
総クロム		2mg/L以下
フッ素		15mg/L以下
大腸菌群数		日間平均3000個/㎤以下
窒素含有量		15mg/L（日間平均10mg/L）以下
りん含有量		2mg/L（日間平均1mg/L）以下
カドミウム		0.1mg/L以下
シアン		1mg/L以下
有機リン		1mg/L以下
鉛		0.1mg/L以下
六価クロム		0.5mg/L以下
ヒ素		0.1mg/L以下
総水銀		0.005mg/L以下
アルキル水銀		検出されないこと
ＰＣＢ		0.003mg/L以下
ジクロロメタン		0.2mg/L以下
四塩化炭素		0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L以下
トリクロロエチレン		0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.1mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L以下
チウラム		0.06mg/L以下
シマジン		0.03mg/L以下
チオベンカルブ		0.2mg/L以下
ベンゼン		0.1mg/L以下
セレン		0.1mg/L以下

（２）八穂クリーンセンター運営協議会設置条例

制定　平成14年３月28日
改正　平成18年３月29日

（設置）
第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、弥富市鍋田町八穂399番地３に設置した海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターの操業に伴い、その円滑な運営を図るため、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター運営協議会（以下「運営協議会」）という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）
第２条　運営協議会は、次の事項を協議する。
⑴ 公害防止対策に関する事項
⑵ 公害防止協定の協定値を超えた場合等の設置に関する事項
⑶ 主要施設の変更に関する事項
⑷ その他運営協議会が必要と認めた事項

（組織）
第３条　運営協議会は、委員16人以内で組織する。
２　運営協議会に会長１人、副会長２人を置く。

（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。
ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第５条　会長は、運営協議会の業務を統括し、会議を招集する。

（委任）
第６条　この条例で定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附　則
この条例は、平成14年４月１日から施行する。
附　則
この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（３）八穂クリーンセンター運営協議会規則

制定　平成14年３月28日
改正　平成17年４月１日
改正　平成18年３月29日

（目的）

第１条　この規則は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター運営協議会設置条例（平成14年海部地区環境事務組合条例第５号）第６条の規定に基づき、海部地区環境事務組合（以下「組合」という。）八穂クリーンセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第２条　運営協議会は、次の委員をもって構成する。

⑴ 組合管理者、副管理者及び弥富市長

⑵ 鍋田自治会８人

⑶ 学識を有する者

２　学識を有する者は、組合管理者が選任する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員の異動が生じた場合には、新たに委員となった者は、14日以内にその住所氏名を運営協議会事務局に通知する。

５　委員が、任期途中で交替した場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

６　委員は、都合により代理の者を出席させることができる。

７　運営協議会は、必要に応じ、委員の推薦する学識を有する者を専門委員に任命し、会議に加えることができる。

８　運営協議会は、必要に応じ専門部会を設ける。

９　運営協議会に事務局を設け、八穂クリーンセンター内に置く。

（役員）

第３条　会長は、学識を有する者を選任する。

２　副会長は、前条第１項第１号の組合側委員から１人、前条第１項第２号に規定する鍋田自治会役員から１人をそれぞれ選任する。

３　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　役員の任期途中で交替した場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第４条　会議は、定例会及び臨時会とする。

２　定例会は、年２回開催する。

３　臨時会は、委員３人以上から請求があったときは、７日以内に開催する。

４　議長は、会議開催の都度、委員の互選により選出する。

５　会議は、委員の過半数の出席を要し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

６　会議の議事については、議事録を作成し、議長の議事録署名を経た後、これを事務局に保管する。

（報告）

第５条　組合は、会議にあたって、排ガス、排水などの測定結果、八穂クリーンセンターの操業に関する事項、運営協議会が必要と認めた事項を報告しなければならない。

（経費）

第６条　運営協議会の経費は、組合の負担とする。

（その他必要事項）

第７条　その他、運営協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

（４）海部津島衛生組合第１事業所施設運営に関する協定書

海部津島衛生組合（以下「甲」という。）と津島市新開地区代表者（以下「乙」という。）は、地区住民の健康を守り快適でかつ良好な生活環境の保全を図るため甲が津島市大字津島字新開84番地に更新する海部津島衛生組合第１事業所（以下「施設」という。）の操業に伴う公害の防止に関し、次の事項について協定を締結する。

（基本理念）

第１条　甲は、施設の運営に当たっては、公害関係法令に定める事項を遵守し、公害防止に努めるものとする。

（受入れ処理の対象）

第２条　甲が受け入れ処理するものは、組合構成自治体の区域内で発生する生し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）に限るものとする。

（緑化対策及び環境美化）

第３条　甲は、第１事業所敷地内の美化に努めるとともに、諸施設周辺に緑地を設けるものとする。

（測定及び記録）

第４条　甲は、排出水の水質状況を別に定めるところにより測定し、その結果を記録しておくとともに、乙に、定期的にそれを送付するものとする。

甲は、大気（煤煙）、騒音、振動及び悪臭を別に定めるところにより測定し、その結果を記録しておくとともに、乙に、定期的にそれを送付するものとする。

（資料の提出及び調査）

第５条　甲は、乙から施設の利用及び処理の状況その他必要な事項に関して資料の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

２　甲は、乙が事業所敷地内の立ち入りを要求した場合は、これに応ずるものとする。

（苦情の処理）

第６条　甲は、乙から事業所の運営に関する苦情の申し出があった場合は、事実関係の調査を行い、乙と協議のうえ善処するものとする。

（管理基準）

第７条　甲は、施設の運営に当たり、この地域の生活環境保全を考慮し、別に定める施設運転管理基準値等を守るものとする。

２　甲は、法令の改正等に伴い前項の基準値等を改定しようとするときは、その都度乙と協議するものとする。

（構成自治体の長の責務）

第８条　甲の管理者は、構成自治体の長と連絡を密にして、甲の処理区域内の適正な収集、運搬体制の確立並びに搬入業者等に対する必要な指導者について十分協議し、施設の運営及び地域住民の生活環境の保全に全力を期するものとする。

（その他）

第９条　甲と乙は、この協定に定めない事項その他疑義が生じた場合は、その都度誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため本書２通を作成し、それぞれにおいて記名押印のうえ、各自その１通を保持する。

平成８年２月２日

（署名省略）

※　この協定書は、平成８年に海部津島衛生組合において締結し、海部地区環境事務組合に継承している。

（５）海部津島衛生組合第１事業所施設運営に関する協定書細目事項

海部津島衛生組合（以下「甲」という。）と津島市新開地区代表者（以下「乙」という。）との間で平成８年２月２日締結した海部津島衛生組合第１事業所施設運営に関する協定書（以下「協定書」という。）を実施するための細目事項は、下記のとおりとする。

記

１　協定書第４条の測定方法は、手分析及び自動測定器によるものとし、項目別の測定回数及び測定方法は、別表１のとおりとする。ただし、供用開始後（段階的供用開始の場合を含む。）測定値が安定するまでの間、必要に応じて測定回数を増加させるものとする。なお、手分析等の方法は、関係法令に定める手法とする。

２　協定書第５条第１項の提出資料の項目は、処理水の排水状況に関するもの、煤煙、騒音、振動及び臭気の状況に関するものとする。

３　協定書第７条第１項に定める施設運転管理基準値は、別表２のとおりとする。

４　甲は、放流水の水質、煤煙、騒音、振動及び臭気（甲に起因するものに限る）が、施設運転管理基準値を上回ったときは、その原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

５　測定値が３年以上継続して施設運転管理基準の１/10以下の範囲にある細目については、甲乙協議のうえ測定回数を減免することが出来るものとする。

※　この協定細目事項は、海部地区環境事務組合に継承している。

別表１　項目及び測定回数

項目		細目	測定回数（内訳：測定回数）	測定方法
水質		水素イオン濃度（pH）	連続	自動測定器
		生物化学的酸素要求量（BOD）	１回/週	手分析
		浮遊物質（SS）、大腸菌群数	２回/週	手分析
		化学的酸素要求量（COD）	連続（１回/週）	自動測定器
		色度	１回/週	手分析
		Ｔ－Ｎ、Ｔ－Ｐ	１回/週	手分析
		透視度	１回/週	手分析
煤煙		ばいじん量	２回/年（２回/年）	手・自動
		硫黄酸化物	２回/年	手・自動
		窒素酸化物	２回/年（２回/年）	手・自動
騒音・振動・臭気		騒音・振動	１回/年	自動測定器
	臭気	アンモニア	２回/年	手分析
		硫化水素		
		メチルメルカプタン		
		硫化メチル		
		二硫化メチル		
		トリメチルアミン		
		アセトアルデヒド		
		スチレン		
		プロピオン酸		
		ノルマル酪酸		
		ノルマル吉草酸		
		イソ吉草酸		

（注）測定は、原則として組合が行うものとする。

別表２　規制基準及び施設運転管理基準

項目	細目	規制基準	施設運転管理基準
水質	水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
	生物化学的酸素要求量	日間平均20mg/L以下	日間平均10mg/L以下
	浮遊物質量	日間平均70mg/L以下	日間平均５mg/L以下
	大腸菌群数	日間平均3,000個/㎤以下	日間平均3,000個/㎤以下
	化学的酸素要求量	日間平均50mg/L以下	日間平均15mg/L以下
	色度	－	30度以下
	全窒素（T-N）	日間平均60mg/L以下	日間平均10mg/L以下
	全リン（T-P）	日間平均８mg/L以下	日間平均１mg/L以下
大気	ばいじん量（連続炉）	0.2g/㎥N以下	0.2g/㎥N以下
	硫黄酸化物	Ｋ値９以下	Ｋ値９以下
	窒素酸化物	200ppm以下	200ppm以下
騒音	昼間（８～19）	60dB以下	60dB以下
	朝夕（６～８、19～22）	55dB以下	55dB以下
	夜間（22～６）	50dB以下	50dB以下
振動	昼間（７～20）	65dB以下	65dB以下
	夜間（20～７）	60dB以下	60dB以下
悪臭	アンモニア	５ppm以下	１ppm以下
		156㎥N/h以下	0.14㎥N/h以下
	硫化水素	0.2ppm以下	0.02ppm以下
		6.24㎥N/h以下	0.005㎥N/h以下
	トリメチルアミン	0.07ppm以下	0.005ppm以下
		2.18㎥N/h以下	0.0019㎥N/h以下
	メチルメルカプタン	0.01ppm以下	0.002ppm以下
	硫化メチル	0.2ppm以下	0.01ppm以下
	二硫化メチル	0.1ppm以下	0.009ppm以下
	アセトアルデヒド	0.5ppm以下	0.05ppm以下
	スチレン	２ppm以下	0.4ppm以下
	プロピオン酸	0.2ppm以下	0.03ppm以下
	ノルマル酪酸	0.006ppm以下	0.001ppm以下
	ノルマル吉草酸	0.004ppm以下	0.0009ppm以下
	イソ吉草酸	0.01ppm以下	0.001ppm以下

１　規制基準について

公害関係法令の基準値を示す。

２　施設運転管理基準について

水質は排出水、大気は排出ガス、騒音・振動及び悪臭は敷地境界線上において判定する。

令和６年１月 25 日付けで「水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、下記のとおり変更しました。

記

１　改正箇所　　海部津島衛生組合第１事業所施設運営に関する協定書細目事項
別表１　項目及び測定回数
別表２　規制基準及び施設運転管理基準

２　改正内容　　「大腸菌群数」→「大腸菌数」
「日間平均 3,000 個/㎤以下」→「日間平均 800CFU/mL 以下」

３　施 行 日　　令和７年４月１日

（６）用語解説

※「あいうえお」順で表示してあります。
※網掛している用語の解説をしています。

あ行

・アセス

環境影響評価（環境アセスメント）の略で、事業を実施するにあたって環境にどのような影響を及ぼすかについて自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体から意見を聴き、環境保全の観点から総合的かつ計画的に、より望ましい事業計画を作り上げていこうとする制度です。

・伊勢湾総量規制

汚染物質の排出総量を許容限度以下に規制することです。人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域（伊勢湾）の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての汚濁発生源について、汚濁負荷量の削減対策を進める制度であり、水質汚濁防止法に基づき実施されています。

・塩化水素

大気汚染物質有害５種のうちの１つで、無色の気体です。金属を腐食する性質があり、多量に吸入すると咽頭部のけいれんや肺水腫が起き、非常に危険です。また、眼や皮膚の組織にも強烈な刺激を与え、失明を起こすこともあります。

・オーバーホール

機器を分解、清掃、検査し、不具合箇所を交換して再度組み立てることです。

か行

・化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demandの略）

代表的な水質の指標です。水中の被酸化物質が一定条件の下で酸化剤によって酸化されるのに要する酸素量です。

・活性炭

黒色の炭素質物質で、色素やガスを吸着する性質があります。

・カレット

ガラス製品をリサイクルする為に、破砕した状態のガラス屑です。

・夾雑物

し尿浄化槽汚泥に含まれる紙、布、ビニールなどの水処理に不適当な物です。

・減容化

廃プラスチックなどを圧縮して容積を減らし、同時に取り扱いやすいように結束（こん包）することです。減容化することで輸送効率を向上し、リサイクルコストやエネルギーの低減につながります。また、保管場所のスペースも少なくて済みます。

・減量化

ごみ等の排出量を減らすことです。具体的には食べ残しを減らす、水切りにより生ごみの排出量を減らす、粗大ごみを修理して再び使用する、家庭用生ごみ処理機等で生ごみを堆肥化する等が挙げられます。

・公債費

地方公共団体が、地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額のことをいいます。

・小型廃家電

廃棄された家庭用小型電気製品の通称です。

さ行

・資源化

廃棄物又は施設での残渣類を再資源化し、新たな製品の原料として利用することです。

・し渣

し尿浄化槽汚泥に含まれていた紙、布、ビニールなどをいいます。

・集じん灰

焼却により生じる排ガス中に含まれる飛灰をろ布に通して集めたものです。

・浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式

性状の変動が大きい浄化槽汚泥に対応した脱窒素処理方式です。脱窒素処理方式とは、ＢＯＤだけでなく窒素を処理することも主目的とする処理方式です。

・焼却残渣

ごみ焼却施設から最終的に排出される残渣であり、焼却灰や集じん灰の総称をいいます。

・消化方式

汚泥内の有機物を分解する処理方式です。文中の消化方式は嫌気性消化方式のことで、酸素が無い状態で繁殖する細菌の働きによりメタンと二酸化炭素に分解する方法です。

・水素イオン濃度（pH：Potential Hydrogen,Power of Hydrogenの略）

pH７を中性とし、これより高い値をアルカリ性、低い値を酸性といいます。

・生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demandの略）

水中の物質を好気性の微生物が分解する際に消費される溶存酸素量のことです。

・全窒素

水中の無機性窒素（アンモニア性窒素、亜硝酸性及び硝酸性窒素）及び有機性窒素（蛋白質はじめ種々の有機化合物の窒素）の総量で、富栄養化に関与します。

・全リン

水中の無機体りん（りん酸イオン、ポリりん酸類、メタりん酸類等）及び有機体りん（りん脂質、りん蛋白質等）の総量で、富栄養化に関与します。

・全連続燃焼式

24時間稼働で焼却を行う方式です。

た行

・ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン､ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーＰＣＢの３種類の有機塩素化合物をいいます。環境中で分解しにくく、生体内の脂質に蓄積されやすく、発がん性、免疫毒性、生殖毒性、催奇形性などの毒性があるとされています。

・大気汚染物質

ばい煙、粉じん（一般粉じん、特定粉じん)、自動車排出ガス、有害大気汚染物質などがあります。

・脱水汚泥

し尿浄化槽汚泥に化学薬品（高分子凝集剤）を加え遠心分離機で固液分離した固形物です。

・特殊反応助剤

ろ過式集塵機のろ布をコーティングして保護するために使う薬剤です。

な行

・熱灼減量測定

ごみ焼却施設の維持管理基準及び廃棄物の埋め立て基準の１つで未燃分を測定することです｡焼却残渣の中に残る未燃物の重量比により表します。

は行

・煤煙

大気汚染防止法では硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物)、特定有害物質が規定されています。

・ばいじん

燃焼排ガスに含まれる粉体、煤（すす）及び飛散灰等をいいます。

・破砕鉄

破砕機にかけた後、磁選機を用いて回収した鉄分です。

・バッチ炉

固定式の火格子の炉で、ごみを投入して燃焼が終わると灰をかき出し、また次のごみを投入するという方式の炉です。

・浮遊物質量（SS：Suspended Solidsの略）

水中に浮遊する粒径２㎜以下の不溶解性物質の濃度で、単位はmg/Lで表わします。

ま行

・膜分離高負荷脱窒素処理方式

微生物に、アンモニアや腐りやすい物資などを食べさせて、水で薄めず処理します。膜分離装置では生物処理の固液分離を行います。

ら行

・流動焼却装置灰ホッパー

脱水汚泥を燃焼した灰を貯めて置く場所です。

（７）単位・記号の解説

※測定結果等で使用されている単位・記号の説明をしています。

・g/㎥、mg/㎥

０℃、１気圧の気体１立方メートル（１立方メートル）あたりの物質の重量です。

・㎥/h

１時間あたりに流れる気体の容量です（立方メートル数）。

・ng - TEQ/㎥

TEQは毒性等量といい、ダイオキシン類の毒性を各異性体の量にTEF（毒性等価係数）を掛けて２，３，７，８－四塩化ジベンゾパラジオキシン（TeCDD）の量に換算して表したもので、それを１立方メートルあたりのng数（10億分の１）で示したものです。

・ppm（Parts Per Millionの略）

濃度を表す単位で、100万分の１を表します。

・ｍ（ミリ：milliの略）

10^{-3}。1000分の１を表します。

・μ（マイクロ：microの略）

10^{-6}。100万分の１を表します。

・ｎ（ナノ：nanoの略）

10^{-9}。10億分の１を表します。

・ｐ（ピコ：picoの略）

10^{-12}。１兆分の１を表します。

組　合　概　要

編集・発行	海部地区環境事務組合
	〒496-0071
	愛知県津島市新開町二丁目212番地
	TEL 0567-28-3810
	FAX 0567-28-3809
ホームページアドレス	http://www.atkankyo.or.jp/
発行年月	令和８年８月